

小室家文書の中世文書

——「屋代典憲氏所藏古文書之写」について——

武井 尚

比企郡都幾川村番匠四七一小室開弘氏から寄託されている文書は、近世・近代の地域文化研究上重要な内容をもっている。小室家の当主は代々すぐれた医者であると同時に地域の文化を担う学者でもあり、幅広い業績を残している。本稿では、小室家当主の業績のなかから、収集された中世文書について述べることにする。ただし、東寺文書など五点の古代・中世の原文書についてはすでに紹介されているので、ここでは包紙に「野本村屋代典憲氏所藏古文書之写」(文書番号七六三〜七六五)とある中世文書の写一〇点について述べていきたい。⁽²⁾

野本村(東松山市)の屋代典憲氏所藏古文書(以下屋代文書とする)は、写とはいえ文字の輪郭を写した双鉤本九点と通常の影写本一点からなる。写が作成されたのは明治時代前半とみられ、小室家五代目の元長が、費用を出して専門家に写させたものと推測される。使用されている紙は、楮紙系のきわめて薄いものである。それぞれ文書の写には墨で枠線が引かれているが、これは原文書の料紙の大きさを示すものと思われるので、その寸法を文書名の下に

小室家文書の中世文書(武井)

示した。朱印状写は五点あるが、印影はすべて朱で写している。文書番号七六三には六点、七六四に一点、七六五に三点の写があり、七六三号の六点は糊付けされて巻紙となっている。そのため、七六三・七六五には枝番をつけて処理した。

屋代文書は武田家朱印状写(七六三―一)を除くと、すべて内田氏あてのもので、本来は内田文書といふべきものである。この内田氏は文書の発給者から判断すると、岩付太田氏の家臣である。

次に一〇点の文書とその説明を掲げるが、文書名の下の一(一)内は寸法縦×横、単位はセンチメートル)、形態、文書番号の順となっている。

1 武田家朱印状写 (15.8×44.0 折紙カ 七六三―一)

(朱印影)

別而就致奉公、

為下小井替地

畑物之内三拾貫

之所、出置者也、

仍如件、

天文十八年^{己酉}

四月廿八日

(殿脱)

高柳対馬守

高柳対馬守の奉公を賞して、旧来の知行地下小井に替えて畑物の内三〇貫の地を充行つたものである。袖の書き出し「別而就」に懸けて、二重の朱円(外径五・八センチメートル、内径五・三センチメートル)で印影が写されている。しかし、印文は写されていない。このため、本文書の発給者をただちに明らかにすることはできない。しかし、印影の位置、形状から後北条氏ではなく、甲斐武田氏の発給文書と考えたい。天文十八年(一五四九)は武田晴信(信玄)の代で、すでに龍朱印(円印)と印文「晴信」印(方印)が用いられていた。このうち龍朱印は天文十八年前後の文書をみる限り、袖に押捺される例が多いこと、使用される文書の内容も知行充行や安堵、所役免許などに限られているようである。⁽³⁾また、本文書の印影の大きさも龍朱印のそれとほぼ同じなので、本文書を武田家朱印状写とみたい。充所の高柳対馬守について不明であるが、武田晴信の文書を発給された地域にみると、永禄三年以前には甲斐・信濃に限定されていること⁽⁴⁾から、高柳対馬守はその二国の人物である可能性が高い。なお、天文十八年頃のほかの武田家朱印状と比較する機会を得なかったので、筆跡の検討はできなかつた。

2 太田資正判物写(15.0×36.1 折紙カ 七六三一二)

すな原打明

近年代官二預

置候、此度致佐

立候間、出之候、

能々可走廻儀、

簡要候、謹言、

永禄四^年 資正(太田) (花押影)

二月廿六日

内田兵部承殿

屋代文書中、内田氏に充てられたもつとも古い文書である。内容は太田資正がすな原の打明(新開地のことか)を代官に預け置いたところ、内田兵部丞が詫立^レ不服を申し立てたので、その地を兵部丞の知行地として認めたというものである。すな原は所在不明であるが、『武州文書』にすな原百姓中に充てられた元亀四年十二月十日の北条家裁許朱印状写⁽⁵⁾がある。この朱印状は鴻巣の小池長門守の子孫の家に伝来した文書であるから、すな原はその近在にあった可能性がある。

本文書は内容上問題はないと考えるが、署名と花押影に気になるところがある。すなわち、永禄三〜四年の資正の文書を見ると、資正の「正」字に花押の上部が必ず懸るのに対して、本文書にはそれ

がないこと、また花押影が少し不正確であることである。

3 太田資正感状写 (15.2×45.5 折紙カ 七六三―三)

今度於赤浜之原

(宗調上田朝直)

安独斎人衆懸合

山田伊賀守討捕候、

心地好無比類候、

謹言、

七月廿七日 資正(木邑)(花押影)

内田孫四郎殿

永祿三年(一五六〇)冬の上杉謙信の越山後、太田資正は上杉方として後北条氏と戦ったことはよく知られる。その資正が同四年に松山城を奪還後、そこを拠点に案独斎宗調上田朝直軍と赤浜原(寄居町)で戦った。本文書は、赤浜原合戦で内田孫四郎が案独斎の重臣山田伊賀守直定を討捕ったときの感状である。この赤浜原合戦は東秩父村浄蓮寺過去帳の山田伊賀守忌日の記載から、永祿五年七月二十六日に行なわれたことが確認されている。⁽⁶⁾ 本文書は赤浜原合戦の新史料であるが、よく知られているものに同月日付け道祖土凶書助充ての感状(道祖土文書)がある。⁽⁷⁾ 屋代文書を道祖土文書と比較すると、筆跡は同筆、花押影も正確である。内容もほぼ同じであるが、道祖土充ての方が「以其方弓走廻」とあり、より具体的である。料紙の大きさは、縦はほぼ同じだが、横は屋代文書が五センチメートル

トルほど長い。

4 北条氏政判物写 (15.9×50.9 折紙カ 七六三―四)

今度上総行之砌、(木田氏資)源五郎

越度之刻、其方父見届

討死候、誠忠節之至、感悦

候、然上者、其方事涯

分可引立候条、彼一

跡無相違可相続者也、

仍如件、

永祿十年^{丁卯}

九月十日 氏政(北条)(花押影)

内田孫四郎殿

永祿十年(一五六七)八月下旬、後北条氏は房総を深く侵攻し、上総三船山(千葉県君津市、富津市)で里見氏と戦った。三船山合戦である。⁽⁸⁾ この合戦では後北条氏は里見氏に敗れ、房総進出を頓挫させられたわけだが、また岩付太田氏資が殿軍をつとめて戦死した⁽⁹⁾ ことでも有名である。この合戦について、氏資に従って討死した恒岡越後守弟で平林寺泰翁宗安らに充てた北条氏政の二点の文書が知られている。いずれも氏政が討死者の跡を相続させる内容だが、本文書も討死した孫四郎父(兵部丞カ)跡を孫四郎に相続させるものとなっている。三船山合戦とその戦後処理を伝える文書が三点とな

ったことになる。そして、氏資戦死を機会に、後北条氏による岩付領の直接支配が開始されることになるわけである。

さて、屋代文書と唯一の原文書である平林寺文書(写真による)

とを比較すると、前者の料紙は切紙となつてゐるが、後者は折紙なので、もとは折紙であつたとみてよい。文字も同筆とみられる。また、花押も全く同型であり、前者は花押を正確に写している。内容、形態等疑うべきところはないものと考えられる。

5 北条氏繁(刃判物写)(15.7×39.8 折紙カ 七六三―五)

すな原之打明、

其方へ被出置候、

太田美濃守方判

形明白ニ披見、然者

横合有之付而者、

上意へ其段披露

可申候、為其証文

如件、

天正二成甲

七月十五日 氏好(マヤ)(花押影)

内田孫四郎殿

すな原の打明地について、前述したように内田兵部丞は永禄四年に太田資正から充行われている。しかし、内田兵部丞は永禄十年に

上総三船台合戦で戦死したため、その跡を子の孫四郎が相続したことは前号文書でみたとおりである。氏資没後、後北条氏は岩付領の直接支配をはじめ、旧臣や寺社に文書を発給する。所領安堵に際しては、「如源五郎」、「任道也証文」のように継目安堵の形をとるものであつた。本文書も「太田美濃守方判形明白ニ披見」とあるように、その一つであることはまちがいない。問題は本文書の発給者である署名は氏好としか読みようがないが、当時岩付でこのような文書を発給し得たのは、永禄十三年から天正二年ごろまで城代をしていた玉縄北条氏繁である。本文書は天正二年であるから、年代上、氏繁の城代時代に合致する。しかし、署名(花押影)は当時の氏繁のそれと比較してみると、不正確である。年号「天」の四画目の右払いが欠けているのは、写したときに忘れたものとみることができ、署名(花押影)については、原文書をそのまま写したか、あるいは氏繁について知識が乏しく誤写したか、いくつかのケースが考えられる。原文書をそのまま写したものであつたら、原文書自体が疑わしいものとならう。誤写とした場合、氏繁の花押は「繁」字の「糸」に懸かるように書かれるから、「糸」に気づかず花押を写したため「敏」の草体だけが「好」と読まれることになつたといえよう。しかし、花押は多少氏繁のそれに似るとはいえ、他に例を見ない独特な氏繁の花押をより正確に写せなかつたのかという疑問が残る。他の屋代文書の花押はほぼ正確に写されているからである。

6 太田氏房印判状写 (15.8 × 42.5 折紙カ 七六三―六)

今度籠城付而

たのもし并借錢

徳政之事申上候、

尤無異儀被仰

出者也、仍如件、

(朱印影印文「心簡剛」)

天正十八丁庚

六月廿五日

内田兵部殿

今度の籠城とは岩付籠城か、あるいは小田原籠城かいずれかであるが、後者とみるのが自然であろう。籠城している内田兵部丞の申請により、太田氏房が頼母子や借錢の徳政を認めたものである。利息つきの頼母子は室町幕府が天文十五年十月に徳政の対象として⁽¹⁰⁾いる。本来は相互扶助的なものであった頼母子が、高利息のものになったため徳政の対象となったことが考えられるが、また当時岩付領でも頼母子が広く行なわれていたことを推測させる文書として重要である。さらに、氏房は本文書の数日前にやはり籠城している天野主殿助の申請により、私領内の永代売、借錢の徳政を行っていること⁽¹¹⁾から、小田原落城前にさらに多くの家臣に徳政を認めていることが考えられよう。

小室家文書の中世文書(武井)

本文書の氏房の朱印影は外径七・七センチメートル、真円ではなく、下部にゆがみがある。印文も細かくみると、少し不正確なところがある。印章を写す場合、捺印したときの朱の濃淡やむら、あるいは料紙の保存の程度により影響が出易いことを考慮すべきであろう。

7 北条氏政朱印状写 (31.1 × 42.0 縦紙 七六四)

来調儀別而諸軍之支度下知之間、前々之

着到之辻弥可致覚悟条々

一、大小旗、笠一丈四尺八寸

一、指物四方

一、鎧、金銀何れを成共、箔可推直事、

一、一騎、自身之仕立・馬鎧等迄、綺羅美耀ニ可致之、諸

武具、委細先着到ニ載之事、

右、先帳ニ一々雖有之、猶改而申出候、皮笠・立物・

具足類之物をハ、悉修覆奇麗ニ致立、小旗類見

苦敷をハ何をも新可仕立、出来之日限、五月五日を

可限者也、仍如件、

(天正十二年) 四月五日

内田兵部丞殿

着到状にあたる文書で、北条氏政が内田兵部丞自身と大小旗持、指物持、鎧持の計四人の軍装を、来る五月五日までに整備するよう⁽¹²⁾に命じたもの。日字に懸けて氏政の印文「有效」の朱印影がある。

この文書と同時に、道祖土図書助らにも着到状が出されていることが道祖土文書等によって知られている。⁽¹⁴⁾

岩村衆の改定着到状は、元龜三年(一五七二)正月九日と、天正九年(一五八一)七月八日の二度出されている。⁽¹⁵⁾本文書に「前々之着到」あるいは「先着到」、「先帳」などあるのはそれらを指している。道祖土図書助の軍役は図書助を含めて三人、その知行高は二五貫文であることが知られているが、内田兵部丞の場合は四人であるから、三〇貫文かそれを少し超える程度の知行高が考えられよう。本文書は屋代文書中唯一双鉤本ではなく、通常の影写本となっている。そして、道祖土文書の同月日の着到状と比較すると、筆跡は同筆と思われるし、印影も方二・四センチメートルとこれも問題はない。ただし、料紙は道祖土文書の方が横が二センチメートルほど長くなっている。

8 北条氏直感状写 (30.5 × 39.8 縦紙 七六五一一)

今度関宿一戦之刻、

其方無比類走廻之段、

太以神妙至也、本意之上、

急度可加扶助、弥可抽

戦忠状如件、

天正元西年

(北条)

氏直(花押影)

十二月十一日

内田孫四郎殿

関宿合戦の北条氏直感状写であるが、氏直の文書の初見は天正八年閏三月であること、本文書の氏直の花押影は天正十五年頃のものであることをみても、本文書が疑わしいものであるといえよう。また、署名「氏直」が本文と異筆である可能性や、署名が花押影に比して異様に大きいなど、不自然な点を指摘することができる。しかし、元龜三年から天正二年にかけて岩村衆が築田氏の関宿城攻撃に動員されていることを考慮に入れると、内田孫四郎が関宿合戦の感状を与えられることはあり得ることである。その場合、発給者は氏政も考えられるが、北条氏繁の可能性がより高いと思われる。⁽¹⁶⁾つまり、氏直の署名・花押影を除けば、内容的には不自然ではないといえよう。⁽¹⁷⁾

9 北条家裁許朱印状写 (31.5 × 51.7 縦紙 七六五一一)

内田孫四郎二騎之知行を拘置、

一騎之致走廻由風聞、同心渡辺

新三雖捧訴状、糺明之上御

前帳之矢数孫四郎拘置処、無

相違候、新三申処無之候、依

仰状如件、

(朱印影、印文「棟弁忠穩」)

天正五年丁二月十一日 評定衆

下総守

(石巻) 康信 (花押影)

内田孫四郎殿

内田孫四郎は軍役に對する知行高が馬上二騎分のはずなのに、一騎分の奉公しかしていない、軍役に違反していると、同心の渡辺新三が後北条氏に訴訟した事件で、評定衆が御前帳で孫四郎は馬上二騎であることを確認し、渡辺新三の訴えを却下したものである。内田孫四郎に充てられた天正十三年の着到状(No.7)をみると、馬上自身一騎とあるから、元龜三年正月の改定着到状(屋代文書には現存しない)以来、馬上二騎の軍役は変らなかつたのである。下総守石巻康信は天正五年から評定衆としてみえる人物で、时期的に問題はない。

虎朱印影は年月日に懸けて捺してあるのでその位置については問題ないが、印文の写は不正確なところがある。印影の大きさは七・五センチメートル×七・七センチメートルとほぼ正確である。

10 太田氏房朱印状写 (31.4×46.5 縦紙 七六五―三)

中足立之改

一、上方弓矢付而者、於岩付可為走廻為二候、

小室家文書の中世文書(武井)

(A.V.) 其庄々弓・鉄炮・步鎗・馬上、一騎一人無

不足相改、可記実名事、

一、何も明鏡罷出、走廻付而者、弓・鉄炮持二者、矢・

玉薬以下可遣、馬上二者、可加褒美事、

一、思々之得道具をも不持、無心懸付而者、岩付を

永可追放事、

已上

右、三ヶ条、閏五月廿日を切而、少も無妄相

改、嚴密記立可申上、若妄付而者改之、

奉行衆可為重科者也、仍如件、

(朱印影、印文「心簡剛」)

戊子

五月廿一日

福嶋出羽手代一人

内田兵部少輔殿

豊臣政権が関東や奥羽の大名に二度目惣無事令を発し、私戦の停止を命じたのは天正十五年十二月三日のことである。後北条氏はここで豊臣政権に対して防衛体制を固めることになる。よく知られているのが八王子の北条氏照が行なつた総動員令である。岩付でもその翌年が城普請が行なわれているが、またこの文書のように三か条の改を出して弓・鉄砲・步鎗・馬上など、一月後の閏五月二十日ま

で一人ももらさず名前を書立てて提出させ、軍事力の把握をはかった。その一方、岩付で走廻る者には矢や玉薬を支給し、騎馬の者には褒美を出すこと、武装を怠った者は岩付を追放するなどの規定を盛り込んでいる。岩付領では城普請を除くと、八王子領のような動員令の文書はないものの、この文書によって領内の軍事力を動員するために基礎となる調査が行なわれたことが確認できる。

朱印影の位置は戊子五月の上にあつて問題はない。印文は「簡」、「剛」それぞれ下半部がみえないが、No. 6の朱印影の印文と比べると、より正確に写されている。

註

- (1) 重田正夫「比企郡都幾川村小室家文書調査概報」(『文書館報』第七号)
- (2) 屋代文書は『新編埼玉県史料編6(以下『県史』とする)』未収。『岩槻市史古代中世史料編I』に九点、『八潮市史古代中世』に二点収録されているほか、黒田基樹「後北条氏の岩付領支配―太田源五郎を中心として―」(『埼玉地方史』第二五号)でも一部利用されているので、新出文書とはいえない。しかし、全体的かつ具体的な紹介はまだされていない。
- (3) 甲府市史調査報告書2『甲府市史調査目録 甲斐武田氏文書目録』解説・目録
- (4) 『県史』七八四号
- (5) 『東松山市史資料編』第二巻

- (7) 『県史』三二六号。ただし、県史では永禄四年としている。
- (8) 三船山合戦については小笠原長和氏の論文「上総三船山合戦と太田氏資の最後」(『千葉県の歴史』第一号)、「永禄年間における両総の動乱―三つの合戦の古文書―」(『房総地方史の研究』)に詳しい。いずれも同氏著『中世房総の政治と文化』に所収されている。
- (9) 平林寺文書ほか『県史』第四九三・四九四号
- (10) 黒田基樹「後北条氏の岩付領支配―太田源五郎を中心として―」(『埼玉地方史』第二五号)
- (11) 前掲黒田論文の追記には、「氏好判物写は、花押型が氏繁のものに相似しており、氏好は氏繁の誤記であろうこと」と山口博士の教示があったこと、さらに黒田氏自身も「氏好判物写が実は氏繁判物写であり、そのことは時期・内容共に問題がないことを付け加えておく」とされている。
- (12) 『中世法制史料集』第三巻 室町幕府法
- (13) 天野文書天正十八年六月十八日太田氏房朱印状『県史』一五八二号
- (14) 『県史』一二九一―一二九四号
- (15) 『県史』七一五―七一七号
- (16) 『県史』一〇七六―一〇八〇号
- (17) 『県史』一〇八一号
- (18) 前田家所蔵文書 閏三月十二日 北条氏直書状(『神奈川県史資料編古代・中世三下(以下『神』と略す)』八五六九号)
- (19) 元龜四年二月四日、北条氏繁は関宿衆との合戦に勲功があった関根図書助に感状を与えている(『県史』七五三号)。
- (20) 黒田前掲論文の追記に、「氏直感状について「花押型は天正十五年のもので、年紀と署名部分は元の文書になかったであろう」という山口博士の意見がある。

- (21) 従来は『判物証文写』所収天正五年三月十日 北条家裁許朱印
状写（『神』八三六五号）が石巻康信の初見であったが、屋代文
書はそれよりも一月早いことになる。
- (22) 「道祖土文書」丁亥（天正十五年）八月七日 太田氏房印判状は
岩付領内の総動員令に関わる文書として知られているが、第二
次惣無事令以前のものである。